

|         |                      |        |           |
|---------|----------------------|--------|-----------|
| 開講年度・学期 | 2017年度・前期            | 授業形態   | 講義        |
| 科目名     | 行政法第2部               | 科目ナンバー | JAPUB3304 |
| 英語表記    | Administrative Law 2 | 担当教員   | 西上 治      |
| 単位数     | 4                    |        |           |

### 科目の主題

本科目は、いわゆる行政救済法をその主題とする。

### 授業の到達目標

本科目は、上記主題について基礎的な知識を習得することをその到達目標とする。

### 授業内容・授業計画

教科書・レジユメに沿って講義形式で行う。学生に発言を求めたり、問題演習を行ったりすることもある。

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 第1回  | ガイダンス                      |
| 第2回  | 行政上の不服申立て（1）総論             |
| 第3回  | 行政上の不服申立て（2）関連する諸問題        |
| 第4回  | 行政訴訟の類型および相互関係（1）取消訴訟      |
| 第5回  | 行政訴訟の類型および相互関係（2）その他の訴訟類型  |
| 第6回  | 取消訴訟の対象（1）基本的定式            |
| 第7回  | 取消訴訟の対象（2）直接性、法的効果         |
| 第8回  | 取消訴訟の対象（3）具体性、公権力性         |
| 第9回  | 取消訴訟の対象（4）関連する諸問題          |
| 第10回 | 問題演習（1）前半の到達度チェック          |
| 第11回 | 取消訴訟の原告適格（1）判例の基本的枠組み      |
| 第12回 | 取消訴訟の原告適格（2）原告適格の具体的判断手順   |
| 第13回 | 取消訴訟の原告適格（3）関連する諸問題        |
| 第14回 | 取消訴訟と時間の経過                 |
| 第15回 | 取消訴訟の審理・判決                 |
| 第16回 | 無効確認訴訟・義務付け訴訟（1）無効確認訴訟     |
| 第17回 | 無効確認訴訟・義務付け訴訟（2）非申請型義務付け訴訟 |
| 第18回 | 無効確認訴訟・義務付け訴訟（3）申請型義務付け訴訟  |
| 第19回 | 差止訴訟・当事者訴訟・住民訴訟（1）差止訴訟     |
| 第20回 | 問題演習（2）後半の到達度チェック          |
| 第21回 | 差止訴訟・当事者訴訟・住民訴訟（2）当事者訴訟    |
| 第22回 | 差止訴訟・当事者訴訟・住民訴訟（3）住民訴訟     |
| 第23回 | 国家賠償（1）国賠法1条の基本構造          |
| 第24回 | 国家賠償（2）国賠法1条の違法性と過失        |

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 第 25 回 | 国家賠償（3）規制権限不行使の違法性 |
| 第 26 回 | 国家賠償（4）国賠法 2 条     |
| 第 27 回 | 損失補償（1）補償の根拠・要否・内容 |
| 第 28 回 | 損失補償（2）関連する諸問題     |
| 第 29 回 | 事案解決の着眼点           |
| 第 30 回 | まとめ                |

### 事前・事後学習の内容

事前学習として、教科書の該当範囲を熟読し、疑問点を明確にするとともに、教科書にある設問に答えられるようにしておく。条文については、登場するたびに六法を引いて確認し、百選に掲載されている判例については、該当ページも併せて参照する。

事後学習として、レジュメと自分のノートを参照しつつ、教科書・百選を繰り返し熟読する。教科書にある設問が実際に試験で出た場合にどのように書くか考える（実際に書いてみた方がよい）。分からない点があれば授業の前後に質問する。

### 評価方法

期末試験によって評価する。ただし、任意提出のレポート及び講義への貢献度を加味する。

### 受講生へのコメント

期待される学習量はかなり多いので、覚悟のうえ講義に臨みたい。

### 教材

〈教科書〉 中原茂樹『基本行政法（第 2 版）』（日本評論社、2015）

〈副読書〉 宇賀克也ほか編『行政判例百選Ⅱ（第 6 版）』（有斐閣、2012）

〈参考書〉 塩野宏『行政法Ⅱ（第 5 版補訂版）』（有斐閣、2013）

藤田宙靖『行政法総論』（青林書院、2013）

芝池義一『行政法読本』（有斐閣、2013）

小早川光郎『行政法講義（下Ⅰ）（下Ⅱ）（下Ⅲ）』（弘文堂、2002、2005、2007）

宇賀克也『行政法概説Ⅱ（第 5 版）』（有斐閣、2015）

教科書・副読書・六法は、講義に必ず持参すること。参考書は、少なくとも一つを自学のために用いるのが望ましい。

### その他

行政法第 1 部を事前または事後に履修することが望ましい。

### 履修可能最低年次

3 年次生以上